

総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

改正後	改正前
第八目 国際戦略局 （国際戦略局に置く課） 第六十七条 国際戦略局に、次の八課を置く。 国際戦略課 技術政策課 通信規格課 宇宙通信政策課 事業展開技術課 国際展開課 国際経済課 国際協力課 （国際戦略課の所掌事務） 第六十八条 国際戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二 国際戦略課、国際展開課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 三 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る、国際展開課の所掌に属するものを除く。）。 四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内	第八目 国際戦略局 （国際戦略局に置く課等） 第六十七条 国際戦略局に、次の七課及び参事官一人を置く。 国際戦略課 技術政策課 通信規格課 宇宙通信政策課 国際展開課 国際経済課 国際協力課 （国際戦略課の所掌事務） 第六十八条 国際戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （同上） 二 国際戦略課、国際展開課、国際経済課、国際協力課及び参事官の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 三 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る、国際展開課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。 四 （同上）

（傍線部分は改正部分）

において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取
決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その
他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条
第二号に掲げるものを除く。）。

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国
際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所
掌に属しないものに関すること。

（技術政策課の所掌事務）

第六十九条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のう
ち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関
すること。

三 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開
発に関すること（宇宙通信政策課及び事業展開技術課の所掌に
属するものを除く。）。

四 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第六条
第一項に規定する基本方針の策定に関すること。

五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

六 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関
すること。

（通信規格課の所掌事務）

第七十条 通信規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）

五 （同上）

六 （同上）

（技術政策課の所掌事務）

第六十九条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開
発に関すること（宇宙通信政策課
の所掌に
属するものを除く。）。

四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

（通信規格課の所掌事務）

第七十条 （同上）

一 （同上）

に関する技術上の規格に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、国際電気通信連合憲章第十二条第一項（１）及び第十七条第一項（１）に規定する技術に関する研究及び勧告に関して国際電気通信連合と連絡すること。

（宇宙通信政策課の所掌事務）

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

（事業展開技術課の所掌事務）

第七十二条 事業展開技術課は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術のうち、我が国産業の国際競争力の強化又は我が国社会の発展に資する事業活動の展開を促進するため早期の実用化を図る必要があるものの研究及び開発に関する事務（宇宙通信政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際展開課の所掌事務）

第七十三条 国際展開課は、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）で海外におけるプロジェクトに係る我が

二（同上）

（宇宙通信政策課の所掌事務）

第七十一条（同上）

一（同上）

二（同上）

三（同上）

四（同上）

（新設）

（国際展開課の所掌事務）

第七十二条（同上）

国事業者の事業活動の展開の促進に係るものをつかさどる。

(国際経済課の所掌事務)

第七十四条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関するもの）に限り、第十二条第一項第八号、第六十八条第四号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(国際協力課の所掌事務)

第七十五条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 総務省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

(削る)

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の八課及び参事官一人を置く。

総務課

(国際経済課の所掌事務)

第七十三条 (同上)

(国際協力課の所掌事務)

第七十四条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(参事官の職務)

第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するもの）に限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものをつかさどり、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課を置く。

総務課

情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課	放送政策課 放送技術課 放送業務課 放送施設整備促進課	2 郵政行政部に、次の三課を置く。 企画課 郵便課 郵便局活用課	(総務課の所掌事務) 第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報流通行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二 情報流通行政局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。 三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	(情報通信政策課の所掌事務) 第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課	放送政策課 放送技術課 放送業務課 放送施設整備促進課	2 郵政行政部に、次の三課を置く。 企画課 郵便課 郵便局活用課	(総務課の所掌事務) 第七十七条 (同上) 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上)	(情報通信政策課の所掌事務) 第七十八条 (同上) 一 (同上)

二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備にすること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。	三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関する事。	四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括にすること。	五 国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括にすること。	六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計にすること。	七 情報通信審議会の庶務にすること。	八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般にすること。	九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般にすること。	（情報流通振興課の所掌事務）	第七十九条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進にすること（参事官の所掌に属するものを除く。）。	二 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進にすること（電気通信事業者に係るものに限る。）。	三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進にすること。	四 情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上にすること。
二 （同上）	三 （同上）	四 （同上）	五 （同上）	六 （同上）	七 （同上）	八 （同上）	九 （同上）	（情報流通振興課の所掌事務）	第七十九条 （同上）	一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進にすること（地域通信振興課の所掌に属するものを除く。）。	二 （同上）	三 （同上）	四 （同上）

第八十一条 削除	五 電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関すること。 六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関すること。 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。 八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に關すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに情報通信政策課及び情報通信作品振興課並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。 （情報通信作品振興課の所掌事務） 第八十条 情報通信作品振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報通信作品（放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、影像等の情報により構成される作品（その素材となる音響、影像等の情報を含む。）をいう。次号において同じ。）の収集、制作及び保管の促進に關すること。 二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に關すること。
第八十一条 地域通信振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	五 （同上） 六 （同上） 七 （同上） 八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に關すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。 （情報通信作品振興課の所掌事務） 第八十条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） （地域通信振興課の所掌事務）

(参事官の職務) 第八十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。 - 一 地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。 - 二 前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関すること。 - 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置に関すること。	- 一 地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。 - 二 前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関すること。 - 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置に関すること。 第八十六条 削除
---	---